

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する 特別措置法等の一部を改正する法律の概要

令和7年10月15日
教師を取り巻く環境整備特別部会
(第3回)
参考資料4

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- ・教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 給特法第8条関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 給特法第3条関係

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- ・公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする(学級担任への加算を想定)。

→ 教育公務員特例法第13条関係

- ・指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

→ 給特法第3条、第5条関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日
3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律 修正の概要

一 1 箇月時間外在校等時間の削減に関する措置の新設

【改正法附則第 3 条関係】

- 1 政府は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、1 箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とし、次の措置を講ずるものとする。
 - ① 教育職員 1 人当たりの担当する授業時数を削減すること
 - ② 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと
 - ③ 公立の義務教育諸学校等の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）に規定する教職員定数の標準を改定すること
 - ④ 教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること
 - ⑤ 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと
 - ⑥ 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと
 - ⑦ ①～⑥のほか、教育職員の業務の量の削減のために必要な措置
- 2 「1 箇月時間外在校等時間」とは、①の時間から②の時間を除いた時間として公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第 7 条第 1 項に規定する指針（上限指針）で定める時間をいう。
 - ① 1 箇月の学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することができる時間
 - ② 給特法第 6 条第 3 項各号に掲げる日（祝日法による休日や年末年始の休日等をいい、代休日が指定された場合における同項各号に掲げる日を除く。）以外の日における正規の勤務時間

二 公立の中学校における35人学級の実現に関する措置の新設

【改正法附則第 4 条関係】

政府は、公立の中学校の学級編制の標準を令和 8 年度から35人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

三 教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置に関する検討条項の新設

【改正法附則第 5 条関係】

政府は、公立の義務教育諸学校等において、その学校全体の教育職員の仕事と生活の調和を実現する上で、学校の管理職員が重要な役割を果たすことに鑑み、学校の管理職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会による、当該教育職員がそれぞれ担当する業務についての見直しに係る措置その他の当該教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 その他

【改正法附則第 6 条関係】

公立の義務教育諸学校等（幼稚園を除く。）の教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置に関する検討条項（改正法附則第 6 条）について、当該教育職員の勤務の状況について調査を行う旨を規定するものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院 文部科学委員会（令和7年5月15日）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

※参議院文教科学委員会においても附帯決議あり

一 教育職員の時間外在校等時間を令和十一年度までに一箇月当たり平均三十時間程度に縮減するという本改正法附則第三条第一項に規定する目標を達成するため、地方公共団体の裁量にも留意しつつ、その実現に向けた工程表の策定を行うこと。

二 教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討するため、本改正法附則第六条に規定する教育職員の勤務の状況を調査するに当たっては、これまで対して行われた勤務実態調査にも留意し、その方法について十分に検討すること。また、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置を講ずるに当たっては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法における教育職員の健康及び福祉の確保という理念と教育職員の勤務の状況との差を埋めることができるよう必要な措置を講ずること。

三 教育委員会は、時間外在校等時間が上限時間を超える学校に対して、当該学校の業務や環境整備等の状況を十分に検証し、在校等時間の長時間化を防ぐための取組に万全を期すこと。

四 時間外在校等時間を形式的に上限の範囲内とするために、週休日・休日を含めて、実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することのないよう周知徹底すること。また、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることがあった場合には、信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ることについても周知すること。

五 時間外在校等時間の上限時間を遵守することのみを目的として、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならないことについて、周知徹底すること。また、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であることから、持ち帰りが行われている実態がある場合には、校長及び教育委員会は、その状況を適切に把握するとともに、国はフォローアップを行うこと。

六 学校における働き方改革の目的は、子供一人一人の特性や関心に応じた学びの実現であり、その目的のため、教育課程の編成の在り方について専門的な議論を深めるとともに、教職員定数の改善などの教育条件の整備も一体として同時に進めること。

七 学校における働き方改革については、単に教育委員会や学校のための責務とするのではなく、地方公共団体の関係部署が一体となって、取組を強力に推進すること。また、教育委員会は「教師不足」の解消を図るための対策に万全を期すこと。

八 労働基準監督機関の権限を行使する人事委員会及び人事委員会を置かない場合の地方公共団体の長は、教育委員会が教育職員の業務量を適切に管理し、健康と福祉の確保を図るよう、その役割を十全に果たすこと。その際、社会保険労務士や法律家など外部の専門家の知見も活用し、教育職員が働き方について相談できる体制の構築に努めること。

九 教育職員の過労死等の公務災害が疑われる事案が発生した際には、服務監督権者である教育委員会及び校長は速やかに調査を行い、再発防止に向けた取組を講ずること。

十 国及び地方公共団体は、学校における働き方改革を円滑に推進できるよう、いわゆる「学校・教師が担う業務に係る三分類」に基づく取組が確実に実施されるよう、必要な財政措置等の条件整備を講ずること。また、国は、「教員が担うべきではない業務」を明確に示すとともに、教育委員会及び学校段階において、教育課程上の工夫を含めた業務改善の取組を整理・共有すること。さらに、こうした改革の趣旨について、国が主体的に保護者や地域に対して理解を促す広報や発信に取り組むこと。

十一 主務教諭の配置による教諭の職務内容・職責の変化がないことを踏まえ、主務教諭の配置のために、教諭の給与を引き下げることのないよう、地方公共団体に周知徹底すること。また、主務教諭の配置によって、学校内外で円滑に協力・協働体制が構築できるよう、周知すること。併せて、主務教諭の配置が地方公共団体による任意設置となっていることから、その配置人数分の義務教育費国庫負担金を確実に措置すること。

十二 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給するに当たっては、現在行われている一律支給部分について、その支給ができないとの誤解が生じないよう周知すること。併せて、学級担任に義務教育等教員特別手当の支給を加算することについて、複数担任制を採っている場合にも支給が可能であることを周知すること。

十三 子ども・子育て支援制度の枠組みにおいて措置されている幼稚園教員の処遇改善に資する財政措置とその効果について、継続的にフォローアップを行うこと。

十四 国は、教育職員の業務の縮減ため、教育職員の担当授業時数を軽減するための教育課程の実施と抜本的な教職員定数の改善に努めること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員業務支援員等の学校における専門スタッフの配置の一層の拡充及び処遇改善に努め、地方公共団体の財政力に起因した配置の格差が生ずることのないよう、必要な財政措置を講ずること。併せて、国及び地方公共団体は、部活動の地域展開等を確実に進めるための措置を講ずるとともに、全国規模の「学校人材バンク」の構築などを講ずること。

十五 令和の日本型学校教育を担う専門職としての教育職員の専門性の向上・キャリア形成のため、研修や教員養成段階への支援に加え、授業実践が共有できるプラットフォームの形成と教育データベースを整備し、多様な子供への効果的な授業実践や支援とその成果を科学的に分析・共有する仕組みを構築すること。その際、現場の教育職員の負担とならないよう配慮すること。

十六 教育職員のメンタルヘルスを良好なものとする前提として、学校における労働安全衛生管理体制の整備が不可欠であることを踏まえ、産業医や健康管理医等の選任等、教員の健康確保措置の環境整備に際し、地方公共団体間で格差が生ずることのないよう、国が必要な支援を行うこと。また、学校における勤務間インターバルの取組を進めるため、国は必要な支援を行うこと。

十七 教育職員の安定的な確保及び質の向上のため、教育職員の免許制度及び養成・採用の在り方について検討を行い、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。また、教育職員の専門性・多様性の確保のため、教育職員の採用選考の実施時期及び回数等について、教育委員会による工夫改善の取組を促進すること。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院 文教科学委員会（令和7年6月10日）

※衆議院文部科学委員会においても附帯決議あり

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、教育職員の時間外在校等時間を令和十一年度までに一箇月当たり平均三十時間程度に縮減するという本改正法附則第三条第一項に規定する目標を達成するため、地方公共団体の裁量にも留意しつつ、その実現に向けた工程表の策定を行うこと。また、当該目標は、一箇月当たり三十時間程度までは時間外在校等時間を認めるという趣旨ではなく、その一層の縮減が必要であることについて、学校、教育委員会、保護者、地域等に対して周知すること。
- 二、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討するため、本改正法附則第六条に規定する教育職員の勤務の状況を調査するに当たっては、これまで教育職員に対して行われた勤務実態調査にも留意し、その方法について十分に検討すること。また、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置を講ずるに当たっては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法における教育職員の健康及び福祉の確保という理念と教育職員の勤務の状況との差を埋めることができるよう必要な措置を講ずること。
- 三、教育委員会は、時間外在校等時間が上限時間を超える学校に対して、当該学校の業務や環境整備等の状況を十分に検証し、在校等時間の長時間化を防ぐための取組に万全を期すこと。
- 四、時間外在校等時間を形式的に上限の範囲内とするために、休憩時間、並びに週休日・休日を含めて、実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することのないよう周知徹底すること。また、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることがあった場合には、信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ることについても周知すること。
- 五、時間外在校等時間の上限時間を遵守することのみを目的として、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならないことについて、周知徹底すること。また、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であることから、持ち帰りが行われている実態がある場合には、校長及び教育委員会は、その状況を適切に把握するとともに、国はフォローアップを行い、持ち帰りを行わずに済むよう、人員の配置拡充、業務の削減等の必要な取組を実施すること。
- 六、学校における働き方改革の目的は、子供一人一人の特性や関心に応じた学びの実現であり、その目的のため、教育課程の編成の在り方について専門的な議論を深めるとともに、教職員定数の改善などの教育条件の整備も一体として同時に進めること。
- 七、学校における働き方改革については、学校の設置者であり、教職員のサービスを監督する教育委員会が、学校徴収金の公会計化をはじめとした業務の見直しや支援スタッフの予算化など学校を支援する取組について主体性を持って実施することが必要である。これらの取組については、単に教育委員会や学校のための責務とするのではなく、地方公共団体の長のリーダーシップのもと、関係部署が一体となって、強力に推進すること。また、国は、常勤職員と同等の職務を遂行している臨時的任用教員の給与決定について、総務省通知から二級発令とすることが可能であることを任命権者である教育委員会に周知徹底すること。併せて、二級発令とした場合、義務教育費国庫負担金において財政措置がされることも周知すること。
- 八、労働基準監督機関の権限を行使する人事委員会及び人事委員会を置かない場合の地方公共団体の長は、教育委員会が教育職員の業務量を適切に管理し、健康と福祉の確保を図るよう、その役割を十全に果たすこと。その際、社会保険労務士や法律家など外部の専門家の知見も活用し、教育職員が働き方について相談できる体制の構築に努めること。
- 九、国は、服務監督教育委員会及び校長には自己の監督する教職員について、安全配慮義務があり、業務時間・業務内容を把握した上で業務量を適切に調整するなどの措置を取る必要があることについて周知すること。併せて、安全配慮義務を怠った場合には、損害賠償にも及ぶ可能性があることについても教育委員会と校長に周知徹底すること。また、教職員の過労死等の公務災害が疑われる事案が発生した際には、服務監督権者である教育委員会及び校長は速やかに調査を行い、再発防止に向けた取組を講ずること。
- 十、国及び地方公共団体は、学校における働き方改革を円滑に推進できるよう、いわゆる「学校・教師が担う業務に係る三分類」に基づく取組が確実に実施されるよう、必要な財政措置等の条件整備を講ずること。また、国は、三分類について必要な見直しを行い、「教員が担うべきではない業務」を明確に示すとともに、教育委員会及び学校段階において、教育課程上の工夫を含めた業務改善の取組を整理・共有すること。さらに、こうした改革の趣旨について、国が主体的に保護者や地域に対して理解を促す広報や発信に取り組むこと。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院 文教科学委員会（令和7年6月10日）

※衆議院文部科学委員会においても附帯決議あり

十一、業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うこと。

十二、主務教諭の配置による教諭の職務内容・職責の変化がないことを踏まえ、主務教諭の配置のために、教諭の給与を引き下げることのないよう、地方公共団体に周知徹底すること。また、主務教諭の配置によって、学校内外で円滑に協力・協働体制が構築できるよう、周知すること。併せて、主務教諭の配置が地方公共団体による任意設置となっていることから、その配置人数分の義務教育費国庫負担金を確実に措置すること。

十三、教職調整額の一〇％への引上げを確実に実施するとともに、学校における働き方改革の進捗状況及び財源確保の状況等を踏まえ、教職調整額の引上げ時期の前倒しを検討すること。また、教職調整額の引上げが他の教育予算の削減につながることを踏まえ、必要な予算を確保すること。

十四、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給するに当たっては、現在行われている一律支給部分について、その支給ができないとの誤解が生じないよう周知すること。併せて、学級担任に義務教育等教員特別手当の支給を加算することについて、複数担任制を採っている場合にも支給が可能であることを周知すること。

十五、子ども・子育て支援制度の枠組みにおいて措置されている幼稚園教員の処遇改善に資する財政措置とその効果について、継続的にフォローアップを行うこと。

十六、国は、教育職員の業務の縮減のため、教育職員の担当授業時数を軽減するための教育課程の実施と抜本的な教職員定数の改善に努めること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員業務支援員等の学校における専門スタッフの配置の一層の拡充及び処遇改善に努め、地方公共団体の財政力に起因した配置の格差が生ずることのないよう、必要な財政措置を講ずること。併せて、国及び地方公共団体は、部活動の地域展開等を確実に進めるための措置を講ずるとともに、全国規模の「学校人材バンク」の構築などを講ずること。

十七、本改正法により時間外在校等時間の縮減が求められていることに鑑み、いわゆる「超勤四項目」以外の業務である部活動については、教育職員が正規の勤務時間を超えて従事することを命ずることができないことを踏まえ、部活動改革の推進等の必要な措置を講ずること。

十八、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求などに関する教職員の負担感が大きいことを踏まえ、学校だけでは解決が難しい事案について、学校任せにするのではなく、保護者等から行政が直接相談を受けるなど、行政による学校問題解決のための支援体制の構築や、スクールロイヤーが学校や教育委員会の立場に立った代理人として対応することも含め、スクールロイヤーのより積極的な活用や配置充実に向けて、財政措置等の必要な措置を講ずること。

十九、令和の日本型学校教育を担う専門職としての教育職員の専門性の向上・キャリア形成のため、研修や教員養成段階への支援に加え、授業実践が共有できるプラットフォームの形成と教育データベースの整備を行い、多様な子供への効果的な授業実践や支援とその成果を科学的に分析・共有する仕組みを構築すること。その際、現場の教育職員の負担とならないよう配慮すること。

二十、教育職員のメンタルヘルスを良好なものとする前提として、学校における労働安全衛生管理体制の整備が不可欠であることを踏まえ、産業医や健康管理医等の選任等、教員の健康確保措置の環境整備に際し、地方公共団体間で格差が生ずることのないよう、国が必要な支援を行うこと。また、学校における勤務間インターバルの取組を進めるため、国は必要な支援を行うこと。

二十一、教育職員の安定的な確保及び質の向上のため、教育職員の免許制度及び養成・採用の在り方について検討を行い、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。また、教育職員の専門性・多様性の確保のため、教育職員の採用選考の実施時期及び回数等について、教育委員会による工夫改善の取組を促進すること。

右決議する。

「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して

～令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました～

教師の働き方が変わります！

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるようにするため、**働き方改革を徹底して進めます**

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための**仕組み作り**
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実による**マンパワーの拡充**

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい**処遇の改善を進めます**

- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ** 等



学校の働き方改革

国



働き方改革を進めるための**環境整備**

- ・ 働き方改革を進めるための制度改正
- ・ 働き方改革に係る指針の改定や計画※1のひな形の作成、自治体への伴走支援
- ・ 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知

教育委員会

- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への**周知・広報**
- 個々の学校への**伴走支援**
- 部活動の**地域展開**等の推進



学校



- **業務の精選・見直し**
 - ・ 学校における**業務分担**の見直し
 - ・ **標準を大きく上回る授業時数**の見直し
 - ・ **校務DX**の加速化 など
- **学校運営全体の中で取り組み**
 - ・ 学校評価を活用
 - ・ 学校運営協議会の仕組みを活用



地域・保護者

- **学校との連携・協働**
 - ・ **学校運営協議会**※2などを通じた学校運営への参画
- **自治体全体で取り組む**
 - ・ **総合教育会議**※3を通じた連携・協働



首長部局

- ① 教職員の定数を改善します
- ② 支援スタッフを充実します
- ③ 若手教師のサポート体制を整えます
- ④ 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



学校の指導・運営体制の充実

教師の処遇改善

- ① 約50年ぶりの給与改善
- ② 職務や業務負担に応じた**処遇改善**(学級担任への手当の加算)



※1 業務量管理・健康確保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。
※2 保護者や地域住民が学校運営とそのための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)
※3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

今般の法改正等を踏まえ、教育委員会は、教師の服務監督権者として

✓ 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表、実行

✓ 地域の理解を得るための周知・広報

✓ 「計画」の総合教育会議への報告

✓ 首長部局との連携

✓ 個々の学校・教師の勤務時間のモニタリング

✓ 学校への支援



といった取組を進めていただく必要があります

※都道府県教委については、市町村教委への指導・助言

そのために国も全力で取り組みます

教職員定数の改善や
支援スタッフの充実

学校の様々な業務を担う
マンパワーを確保します



「計画」の
ひな型の作成

教育委員会で作成いただく、働き方改革の
計画について、参考となるひな型をお示します



個々の自治体への
伴走支援

教育委員会での計画の策定や実施、振り返り
などに共に取り組みます



首長部局や地域・
保護者などへの広報

学校の業務の見直しを進めるため
様々な関係者の理解と協力をよびかけます



教師の服務を監督する教育委員会には、
教師の健康を守る「安全配慮義務」があります



各学校における教職員の勤務時間管理及び健康管理、
業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の徹底が必要です



各学校の在校等時間等の現状を把握した上で、時間外在校等
時間が特に長時間となっている教師が在籍する特定の学校への
ヒアリングの実施等の個別のアプローチも重要です

安全配慮義務 に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事
させる業務を定めてこれを管理するに
際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的
負荷等が過度に蓄積して労働者の心身
の健康を損なうことがないように注意
する義務を負うと解するのが相当であり、
使用者に代わって労働者に対し業務上
の指揮監督を行う権限を有する者は、
使用者の上記注意義務の内容に従って
その権限を行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁)

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、
教師が教師でなくてはできないことに集中する
ことができる環境を整備していきましょう



文部科学省HP「全国の学校に
おける働き方改革事例集」



教師の健康・福祉の確保に向けて

今般の法改正等を踏まえ、各学校においては

- ✓ 学校における業務分担の見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化など、学校における働き方改革の更なる徹底による教育職員の**時間外在校等時間の縮減**
- ✓ 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置を講ずる際、**改善のために業務が際限なく積みあがらないようにすること**
- ✓ 学校運営の「**基本的な方針**」に働き方改革推進に関する内容を含めることでコミュニティ・スクールなどを活用しつつ、**地域や保護者と連携**しながら取組を推進



といった取組を進めていきましょう！

✓ 取組モデル1 日課表の見直し

校長先生 朝活動・昼休み・清掃を短縮したり、**清掃を朝活動の時間に行う**などの見直しを行いました。その際、**保護者へしっかりと意図を説明**しました。



先生



清掃を毎日行わなくても、さほど問題が生じないことがわかりました。また、子供の下校時刻が早くなり、**放課後の業務にゆとり**ができました。

保護者



朝読書がなくなることへの**不安**や、校内が汚くなるのではないかと**懸念**もありましたが、**丁寧に説明してもらえたことで安心**できました。

✓ 取組モデル2 地域・保護者への見える化

校長先生 **学校だより**に勤務状況を掲載しました。時間外在校等時間の多い月には、その**要因となった業務**(学校行事とテストの作成・採点が重なったことなど)についても掲載し、**背景を知ってもらう**ようにしています。



保護者



先生方がかなり忙しい生活を送っていることがわかりました。**協力できることがあれば言ってください**。

先生



自分と他の教師の時間外在校等時間を比較することができ、**自身の働き方を見直すきっかけ**になりました。



校長等の管理職は、教師の健康を守る「**安全配慮義務**」があります



教職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における**業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備**を行い、健康管理に取り組む必要があります



その際、時間外在校等時間が特に長時間となっている教師については、**現状の把握と、具体的な手立てを最優先で講じる**ことが重要です

安全配慮義務に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、**業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うと解する**のが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁)

国や教育委員会では、**教職員定数の改善や支援スタッフの充実**などの環境整備を進めてきています。

学校においても、**教師の健康・福祉を確保**するとともに、**教師が教師でなくてはできないことに集中**することができる**チーム学校の実現**に取り組んでいきましょう



文部科学省HP「全国の学校における働き方改革事例集」



皆さんの地域の子供たちに より良い教育を実現するため、 ともに学校教育を支えていただけませんか

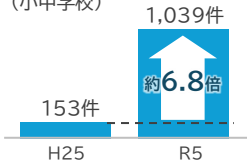
1

教師を取り巻く環境

学校が対応する 課題の多様化・複雑化

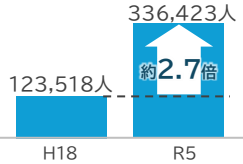
いじめ重大事態

■ いじめの重大事態の発生件数
(小中学校)



不登校

■ 不登校児童数(公立小中学校)



外国人児童生徒

児童虐待

特別支援教育

子供の貧困

など

教師の厳しい勤務実態

- 平均時間外在校等時間は
地方公務員の一般行政職の約3倍
(R4:月約47時間)



臨時講師等が確保できない「教師不足」

教員採用選考試験の倍率は過去最低

- 令和6年に小学校で2.2倍
- 教師に質の高い人材を集めることが
難しくなってしまう可能性



▶ 教師が子供たちに向き合う時間を確保することが必要

2

文部科学省・教育委員会・学校の間組

そのため、給特法改正や予算の確保を通じ、改革を進めています

学校における 働き方改革の 更なる加速化

- 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、実施状況の公表の義務付け等を通じた取組状況の「見える化」やPDCAサイクルの構築
 - 学校・教師が担う業務の適正化の徹底や校務DXの加速化、部活動の地域展開等の推進
- など

学校の 指導・運営体制の 充実

- 授業の質の向上と働き方改革のための教職員定数の改善
 - 支援スタッフの配置充実による次世代型「チーム学校」の実現
- など

教師の 処遇改善

- 専門職にふさわしい処遇として、教職調整額の引上げ
(4%から10%まで段階的に引き上げ)
- など



3

さらに自治体として取り組んでいただきたいこと

総合教育会議を活用した
教育委員会との連携

自治会や地元企業・団体等への
協力要請

学校用務員や支援スタッフの
予算化の推進

学校プールをはじめとする、
学校関係施設の管理の外部化
のための条件整備

教育委員会のみならず、自治体全体で
地域の子供たちを育てていきましょう



学校へのご理解・ご協力

いつもありがとうございます

子供たちへのより良い教育のために

さらなる学校へのご協力をお願いします

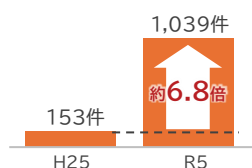


1

教師を取り巻く環境

いじめなどの課題が増加

■いじめの重大事態の発件数(小中学校)



子供のスマートフォン、テレビゲームの使用時間が増加

	R3	R6	
小学校	2時間8分	2時間48分	40分増
中学校	3時間2分	3時間44分	42分増

※平日1日あたりの平均
※スマートフォン、テレビゲームの使用時間の合計

厳しい勤務実態



■平均時間外在校等時間は地方公務員の一般行政職の約3倍(R4:月約47時間)

臨時講師等が確保できない

「教師不足」

採用選考試験の倍率は

過去最低 (令和6年に小学校で2.2倍)



教師が子供にもっと向き合えるようにする必要があります！

2

文部科学省・教育委員会・学校の取組

■働き方改革を進めるための仕組み作り

■教職員定数の改善
■支援スタッフの充実

■教職調整額の引上げ

更に取組を進めていくためには、これらの取組に加え、地域や保護者の皆様のご協力が不可欠です！

3

ご協力いただきたいこと

✓ コミュニティ・スクールなどを通じ、学校運営に参画いただく

✓ 学校以外が担うべき業務の役割分担の見直しへのご協力 (登下校の見守り、学校ボランティアへの応募 など)

✓ 学校行事や業務の見直しへのご理解



※ 教職員とのより良い関係づくりにご配慮ください

⚠ 適切な表現・音量

怒鳴るなどの行動はお控えください

⚠ 過度な要求

学校ができないこともあることをご理解ください

⚠ 適切な時間内の御相談

ご相談は定時内に過度に長時間の御相談はお控えください

⚠ SNSでの拡散

先生や子供を傷つけるSNS投稿はお控えください

**教師は、子供たちの人生に大きな影響を与え、
子供たちの成長を直接感じることができる職業です。**



子供が「できなかった」と悩んでいたことをできるようになり、
次に進んでいく姿をみると、この仕事を選んでよかったなと思います



大変なことも多いですが、卒業式の日、「先生に担任をしてもらえて
良かった、ありがとう」と言ってもらえたことが、心に残っています

さらに**教師が子供に全力で向き合えるよう**
教師の**“働きやすさ”**と**“働きがい”**の両立を実現します

教師が働きやすい職場を整備

すべての関係者が働き方改革に取り組む体制へ

- ▶ 業務分担の見直し、校務DX、部活動の地域展開 等



子育てとの両立

- ▶ 教師が産休・育休を取りやすい環境を整備



学校全体で連携して子供と向き合う職場

- ▶ いじめ、不登校、保護者への対応を1人で抱え込まず、**若手の教師をサポートする体制**へ
- ▶ 1年目から学級担任ではなく、教科担任からスタートできるよう**教師の配置を増やします**

学校の体制もより良く変化



小学校：学級担任＋教科担任制
理科や算数など分野ごとに
専門性の高い教師が授業を担当



中学校：40人→35人学級へ
(R8年度法改正予定)
一人一人の子供に目が届く指導を



様々な支援スタッフと協働



教員業務支援員
(スクールサポートスタッフ)



スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー



部活動指導員

教員業務支援員として
学校に関わる学生も
増えています！
応募は各自治体HPへ

多様な経験と能力が求められる教師に見合う処遇へ

■教師の初任給※

R7法改正により、
給料月額**の4%→10%へ**
(R8～R12で毎年1%ずつUP)

令和6年の定例の給与改定により、
令和7年の**教職1年目の給与は**
前年から**約50万円増加**

区分	学部卒	院卒	参考：国家公務員 (一般行政職・大卒)
給料月額	252,000円	269,300円	220,000円
教職調整額	10,080円	10,772円	
計(月収)	262,080円	280,072円	251,395円
計(年収) ※期末・勤勉手当を含む	4,350,528円	4,649,195円	4,028,740円

※教職調整額(教師の職務の特殊性に基づき支給)の改善前の令和7年4月の初任給の水準(全国の平均的な水準)

※教師においては、義務教育等教員特別手当、地域手当などその他の手当は含まずに計算

※国家公務員においては、国家公務員の平均年間超過勤務時間数(R6)から概算した超過勤務手当を月収・年収に加え、その他の手当は含まずに計算